

# 石川県公報

令和2年7月2日(木曜日)

号 外

(第58号)

## 目 次

条 例	
○石川県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)	1
○石川県税条例の一部を改正する条例(税務課)	1
○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	6
○石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例(県民交流課)	6

## 条 例

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十五号

#### 石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表三十五の項1イ中「トリコモナス病」を「トリコモナス症」に改め、同項1ロ中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同項1ハ中「結核病」を「結核」に改め、同項1ホ中「ひな白痢」を「家きんサルモネラ症」に改め、同項1ト中「ふそ病」を「腐蝕<sup>\*</sup>病」に改め、同項3イ(1)中「炭そ」を「炭疽<sup>\*</sup>」に改め、同項3ロ(2)中「炭そ」を「炭疽」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十六号

#### 石川県税条例の一部を改正する条例

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第八項中「第十五条の六の二第三項」の下に「及び法附則第五十九条第三項」を加える。

第八十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第百三十九条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第六条中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

附則第七条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十二条の八第三項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第二十二條 第七十五条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十八条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第三十八条で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第七十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十六条第一項及び第七十八条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十六条第一項	一年六月以内、 同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第七十八条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
	から六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
第七十八条の二第二項	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「(法)を「若しくは第五項(これらの規定を法)」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第五十三条第二十二項及び第二十三項」を「第五十三条第三十四項及び第三十五項」に、「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十九条の九中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第五十一条第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改める。

第五十二条第一項中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に改め、同条第三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改め、同条第四項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第七項中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十四項」に改め、同条第八項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第五十四条の六、第五十四条の十二及び第五十四条の十九第一項中「納入書によつて」を削る。

第五十七条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)」及び「又は個別帰属損金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。)」を削る。

第六十条の三第二項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第五項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第八十三条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第二条第一項中「及び第三項」を削り、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「。以下この条」を「。以下この項及び第三項」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第二項中「及び第三項」を削り、「これら」を「同項」に、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第二条の二中「及び第三項に規定する」を「に規定する」に、「同条第二項及び第三項並びに」を「同項及び」に改める。

附則第二条の三第二項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第十条第一項中「及び各連結事業年度分」を削り、同条第二項中「又は個別帰属法人税額」及び「及び各連結事業年度分」を削り、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第四項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は同項第四号の二の個別帰属法人税額」を削り、「第五十三条第十二項」を「第五十三条第二十三項」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第六項中「又は連結事業年度」及び「又は前連結事業年度」を削り、同条第七項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第二十一条を附則第二十三条とし、附則第二十一条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第二十一条 法附則第六十条第一項の条例で定める入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事のうち、県内に事務所を有する者が行った又は行うこととしていたものの同条第一項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例第八十三条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第七項の規定  
令和二年十月一日

二 第二条のうち石川県税条例附則第二条の改正規定（同条第一項中「及び第三項」を削る部分及び同条第二項中「及び第三項」を削り、「これら」を「同項」に改める部分を除く。）及び同条例中附則第二十一条を附則第二十三条とし、附則第二十一条の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定 令和三年一月一日

三 第二条中石川県税条例第五十四条の六、第五十四条の十三、第五十四条の十九第一項及び第八十三条第二項ただし書の改正規定並びに附則第八項の規定 令和三年十月一日

四 第二条（前二号に掲げる規定を除く。）及び附則第三項から第六項までの規定 令和四年四月一日

五 第一条中石川県税条例第五百三十九条第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正

する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中石川県税条例附則第六条及び第七条第三項の改正規定(土地基本法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十二号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(延滞金に関する経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例附則第二条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(附則第五項において「四年新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「四号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。)第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が四号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、四号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び四号施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県税条例(附則第六項において「四年旧条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(法人の事業税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、四号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、四号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

(原たばこ税に関する経過措置)

7 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係

る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十七号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、令和二年四月一日から適用する。
- 2 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表第三条の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十八号

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例

(設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に関する医療提供体制の整備その他の対策の推進に要する経費の財源に充てるため、石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に編入することを妨げない。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

